

医政発 1201 第 6 号
平成 26 年 12 月 1 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

薬事工業生産動態統計調査規則の一部を改正する省令について（通知）

今般、薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）の施行に伴い、別添のとおり平成 26 年 11 月 19 日厚生労働省令第 127 号をもって「薬事工業生産動態統計調査規則」の一部が改正され、平成 26 年 11 月 25 日から施行することとされたので通知する。

貴職におかれては、改正内容を御了知のうえ、貴管下対象事業所に周知徹底を図るとともに指導方よろしく願います。

（改正の概要）

1. 再生医療等製品の調査項目追加
2. 調査報告記録媒体を見直し、電磁的記録媒体に改正
3. 再生医療等製品の調査報告のための第五号様式の改正

○厚生労働省令第百二十七号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定に基づき、薬事工業生産動態統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十一月十九日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

薬事工業生産動態統計調査規則の一部を改正する省令

薬事工業生産動態統計調査規則（昭和二十七年厚生省令第十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「及び医療機器」を「医療機器及び再生医療等製品」に改める。

第三条に次の一項を加える。

4 この省令で「再生医療等製品」とは、医薬品医療機器等法第二条第九項に規定する再生医療等製品（専ら動物のために使用されることが目的とされている物を除く。）をいう。

第五条中「又は第二十三条の二第一項」を「第二十三条の二第一項又は第二十三条の二十第一項」に、「又は医療機器」を「医療機器又は再生医療等製品」に改め、「又は第二十三条の二の三第一項」を「

第二十三条の二の三第一項又は第二十三条の二十二第一項」に改める。

第六条中「又は医療機器」を「、医療機器又は再生医療等製品」に改める。

第十二条の見出し中「フレキシブルディスク」を「電磁的記録媒体」に改め、同条第一項中「フレキシブルディスク」を「電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）」に改め、同条第二項及び第三項中「フレキシブルディスク」を「電磁的記録媒体」に改める。

第十三条の見出しを「（電磁的記録媒体に記載する事項）」に改め、同条第一項中「フレキシブルディスク」を「電磁的記録媒体」に改め、「、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格X六二二三号に規定するラベル領域に」を削り、「記載した書面をはり付け」を「記載し」に改め、同条第二項を削る。

第十四条の見出し中「フレキシブルディスク」を「電磁的記録媒体」に改め、同条第一項中「提出されたフレキシブルディスク」を「提出された電磁的記録媒体」に、「報告用ディスク」を「報告用記録媒体」に、「フレキシブルディスク又はこれに準ずるものとして厚生労働大臣が定めたもの（以下「提出用ディスク

「という。」のいずれか」を「電磁的記録媒体」に改め、「収録したもの」の下に「（以下「提出用記録媒体」という。）」を加え、同条第二項中「提出用ディスク」を「提出用記録媒体」に改める。

第十七条中「提出用ディスク」を「提出用記録媒体」に改める。

第十八条の見出し中「報告用ディスク、提出用ディスク」を「報告用記録媒体、提出用記録媒体」に改め、同条第一項中「報告用ディスク」を「報告用記録媒体」に、「提出用ディスク」を「提出用記録媒体」に改め、「電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができない方法。）により」を削り、「記録媒体」を「電磁的記録媒体」に改め、同条二項中「提出用ディスク」を「提出用記録媒体」に改める。

第五号様式を次のように改める。





統計法に基づく基幹統計調査

薬事工業生産動態統計調査



政府統計

提出月日
翌月 10 日

医療機器・再生医療等製品生産(輸入)月報

厚生労働省医政局

1 平成 年 月分																	表							
2 符号	2 (1)月別		2 (2)県名		2 (3)事業所番号				2 (4)区分		3 提出枚数		4 報告義務者職名・氏名											
											枚のうち													
								No.				5 記入担当者氏名												
6 委受託先事業所番号			7 品名			8 規格		9 記号				10 金額			11 数量									
								分類番号 (1)		用途区分 (2)	用途区分国コード (3)	製造区分 (4)	出荷区分 (5)	出荷区分国コード (6)	生産(輸入) (7)		出荷 (8)		月末在庫 (9)		記入単位 (10)	生産(輸入) (11)	出荷 (12)	月末在庫 (13)
															十億 百万 千円	十億 百万 千円	十億 百万 千円							
0																								
1																								
2																								
3																								
4																								
5																								
6																								
7																								
8																								
9																								
			計																					
事業所許可番号 ()		事業の又は事業氏名称				事業所名				事業所在地		電話番号 ()												

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

改 正	現 行
<p>（調査の目的）</p> <p>第二条 生産動態統計調査は、医薬品、医薬部外品、<u>医療機器及び再生医療等製品</u>に関する毎月の生産の実態等を明らかにすることを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第三条 この省令で「医薬品」とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号。この条及び第五条において「<u>医薬品医療機器等法</u>」という。）<u>第二条第一項に規定する医薬品</u>（専ら動物のために使用されることが目的とされている物を除く。）をいう。</p> <p>2 この省令で「<u>医薬部外品</u>」とは、<u>医薬品医療機器等法第二条第二項に規定する医薬部外品</u>（専ら動物のために使用されることが目的とされている物を除く。）をいう。</p> <p>3 この省令で「<u>医療機器</u>」とは、<u>医薬品医療機器等法第二条第四項に規定する医療機器</u>（専ら動物のために使用されることが目的とされている物を除く。）をいう。</p> <p>4 この省令で「<u>再生医療等製品</u>」とは、<u>医薬品医療機器等法第二条第九項に規定する再生医療等製品</u>（専ら動物のために使用されることが目的とされている物を除く。）をいう。</p> <p>（調査の範囲）</p> <p>第五条 生産動態統計調査は、<u>医薬品医療機器等法第十二条第一項</u></p>	<p>（調査の目的）</p> <p>第二条 生産動態統計調査は、<u>医薬品、医薬部外品及び医療機器</u>に関する毎月の生産の実態等を明らかにすることを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第三条 この省令で「<u>医薬品</u>」とは、<u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号。この条及び第五条において「<u>医薬品医療機器等法</u>」という。）</u><u>第二条第一項に規定する医薬品</u>（専ら動物のために使用されることが目的とされている物を除く。）をいう。</p> <p>2 この省令で「<u>医薬部外品</u>」とは、<u>医薬品医療機器等法第二条第二項に規定する医薬部外品</u>（専ら動物のために使用されることが目的とされている物を除く。）をいう。</p> <p>3 この省令で「<u>医療機器</u>」とは、<u>医薬品医療機器等法第二条第四項に規定する医療機器</u>（専ら動物のために使用されることが目的とされている物を除く。）をいう。</p> <p>（新設）</p> <p>（調査の範囲）</p> <p>第五条 生産動態統計調査は、<u>医薬品医療機器等法第十二条第一項</u></p>

、第二十三条の二第一項又は第二十三条の二十第一項の規定により医薬品、医薬部外品、医療機器又は再生医療等製品の製造販売業の許可を受けて医薬品、医薬部外品、医療機器又は再生医療等製品を製造販売する事務所（以下「製造販売事務所」という。）及び医薬品医療機器等法第十三条第一項又は第二十三条の二の三第一項又は第二十三条の二十二第一項の規定により医薬品、医薬部外品、医療機器又は再生医療等製品の製造業の許可又は登録を受けて医薬品、医薬部外品、医療機器又は再生医療等製品を製造する製造所（以下「製造所」という。）（以下「事業所」という。）について行う。ただし、厚生労働大臣の指定する業種に属する事業所については、この限りでない。

（調査事項）

第六条 生産動態統計調査は、次に掲げる事項のうち、医薬品に係る製造販売事務所及び医薬部外品、医療機器又は再生医療等製品に係る事業所については第二号に掲げる事項、医薬品に係る製造所については第二号及び第三号に掲げる事項について行う。

- 一 削除
- 二 生産（輸入）品
 - イ 月間生産（輸入）数量及び金額
 - ロ 月間出荷数量及び金額
 - ハ 月末在庫数量及び金額
- 三 従業者
 - イ 月末在籍従業者数
 - ロ 月間臨時従業者延数

（電磁的記録媒体による報告）

第十二条 第八条第一項に規定する調査票用紙については、同条第

又は第二十三条の二第一項の規定により医薬品、医薬部外品又は医療機器の製造販売業の許可を受けて医薬品、医薬部外品又は医療機器を製造販売する事務所（以下「製造販売事務所」という。）及び医薬品医療機器等法第十三条第一項又は第二十三条の二の三第一項の規定により医薬品、医薬部外品又は医療機器の製造業の許可又は登録を受けて医薬品、医薬部外品又は再生医療等製品を製造する製造所（以下「製造所」という。）（以下「事業所」という。）について行う。ただし、厚生労働大臣の指定する業種に属する事業所については、この限りでない。

（調査事項）

第六条 生産動態統計調査は、次に掲げる事項のうち、医薬品に係る製造販売事務所及び医薬部外品又は医療機器に係る事業所については第二号に掲げる事項、医薬品に係る製造所については第二号及び第三号に掲げる事項について行う。

- 一 削除
- 二 生産（輸入）品
 - イ 月間生産（輸入）数量及び金額
 - ロ 月間出荷数量及び金額
 - ハ 月末在庫数量及び金額
- 三 従業者
 - イ 月末在籍従業者数
 - ロ 月間臨時従業者延数

（フレキシブルディスクによる報告）

第十二条 第八条第一項に規定する調査票用紙については、同条第

二項に規定する第一号様式、第二号様式及び第四号様式から第六号様式までの書類の各欄に掲げる事項を記録した電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつてこれに代えることができる。

2 前項の規定により調査票用紙に代えて電磁的記録媒体をもつて報告を行おうとする製造販売事務所の報告義務者は、直接厚生労働大臣にその旨を、製造所の報告義務者は、当該製造所所在地の都道府県知事にその旨を、それぞれ申し出ることにより、当該報告に使用する電磁的記録媒体の配布を受けなければならない。

3 第一項に規定する電磁的記録媒体は、必要に応じて厚生労働大臣が直接、又は都道府県知事を経由して配布するものとする。

（電磁的記録媒体に記載する事項）

第十三条 前条第一項に規定する電磁的記録媒体には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 報告義務者の氏名
- 二 事業所名
- 三 調査月

（電磁的記録媒体による報告の審査集計）

二項に規定する第一号様式、第二号様式及び第四号様式から第六号様式までの書類の各欄に掲げる事項を記録したフレキシブルディスクをもつてこれに代えることができる。

2 前項の規定により調査票用紙に代えてフレキシブルディスクをもつて報告を行おうとする製造販売事務所の報告義務者は、直接厚生労働大臣にその旨を、製造所の報告義務者は、当該製造所所在地の都道府県知事にその旨を、それぞれ申し出ることにより、当該報告に使用するフレキシブルディスクの配布を受けなければならない。

3 第一項に規定するフレキシブルディスクは、必要に応じて厚生労働大臣が直接、又は都道府県知事を経由して配布するものとする。

（フレキシブルディスクにはり付ける書面）

第十三条 前条第一項に規定するフレキシブルディスクには、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

- 一 報告義務者の氏名
- 二 事業所名
- 三 調査月

2 前項に規定する書面は、前条第一項に規定するフレキシブルディスクと併せて必要に応じて厚生労働大臣が直接、又は都道府県知事を経由して報告義務者に配布するものとする。

（フレキシブルディスクによる報告の審査集計）

第十四条 都道府県知事は、第十二条第一項の規定により提出された電磁的記録媒体（以下「報告用記録媒体」という。）を審査集計し、その結果を電磁的記録媒体に収録したもの（以下「提出用記録媒体」という。）を二枚作成し、そのうちの一枚及び報告用記録媒体を調査月の翌月十五日までに厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 提出用記録媒体は、厚生労働大臣が都道府県知事に配布するものとする。

（結果表の作成及び公表）

第十七条 厚生労働大臣は、第十条及び第十一条の規定により同大臣に提出された調査票及び提出用記録媒体を審査集計して、結果表を作成し、これを調査月の翌々月までに薬事工業生産動態統計調査月報その他により公表する。

（調査票、報告用記録媒体、提出用記録媒体及び結果表の保存）

第十八条 厚生労働大臣は、調査票、報告用記録媒体及び結果表については一年間、調査票、提出用記録媒体及び結果表を記録した電磁的記録媒体については永年保存しなければならない。

2 都道府県知事は、調査票及び提出用記録媒体を一年間保存しなければならない。

第十四条 都道府県知事は、第十二条第一項の規定により提出されたフレキシブルディスク（以下「報告用ディスク」という。）を審査集計し、その結果をフレキシブルディスク又はこれに準ずるものとして厚生労働大臣が定めたもの（以下「提出用ディスク」という。）のいずれかに収録したものを二枚作成し、そのうちの一枚及び報告用ディスクを調査月の翌月十五日までに厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 提出用ディスクは、厚生労働大臣が都道府県知事に配布するものとする。

（結果表の作成及び公表）

第十七条 厚生労働大臣は、第十条及び第十一条の規定により同大臣に提出された調査票及び提出用ディスクを審査集計して、結果表を作成し、これを調査月の翌々月までに薬事工業生産動態統計調査月報その他により公表する。

（調査票、報告用ディスク、提出用ディスク及び結果表の保存）

第十八条 厚生労働大臣は、調査票、報告用ディスク及び結果表については一年間、調査票、提出用ディスク及び結果表を電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができない方法。）により記録した記録媒体については永年保存しなければならない。

2 都道府県知事は、調査票及び提出用ディスクを一年間保存しなければならない。

○ 薬事工業生産動態統計調査規則（昭和二十七年厚生省令第十号）

改正後

第五号様式（第8条）



統計法に基づく基幹統計調査

薬事工業生産動態統計調査



提出月日
提出月 日

医療機器・再生医療等製品生産（輸入）月報

厚生労働省医政局

1 平成 年 月分		2 (1) 月別 (2) 品名 (3) 事業所番号		(4) 区分	3 提出枚数	4 報告義務者姓名 氏名		5 記入担当者氏名											
					No.														
6 医薬品先 事業所番号	7 品名	8 規格	9 記号				10 金額			11 数量									
			分類番号	用途別区分	製造区分	出荷区分	生産(輸入)	出荷	月末在庫	記入 開始	生産(輸入)	出荷	月末在庫						
0																			
1																			
2																			
3																			
4																			
5																			
6																			
7																			
8																			
9																			
計																			
事業所番号 ()	事業の又は 業名 名称		事業所 所在地				事業所 所在地			電話番号 ()									

A 4 (210x295)

現行

第五号様式（第8条）



統計法に基づく基幹統計調査

薬事工業生産動態統計調査



提出月日
提出月 日

医療機器生産（輸入）月報

厚生労働省医政局

1 平成 年 月分		2 (1) 月別 (2) 品名 (3) 事業所番号		(4) 区分	3 提出枚数	4 報告義務者姓名 氏名		5 記入担当者氏名											
					No.														
6 医薬品先 事業所番号	7 品名	8 規格	9 記号				10 金額			11 数量									
			分類番号	用途別区分	製造区分	出荷区分	生産(輸入)	出荷	月末在庫	記入 開始	生産(輸入)	出荷	月末在庫						
0																			
1																			
2																			
3																			
4																			
5																			
6																			
7																			
8																			
9																			
計																			
事業所番号 ()	事業の又は 業名 名称		事業所 所在地				事業所 所在地			電話番号 ()									

A 4 (210x295)

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法律〕

- 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(一〇五)
- 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(一〇六)
- 国家公務員退職手当法の一部を改正する法律(一〇七)
- 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律(一〇八)
- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(一〇九)
- 関税暫定措置法の一部を改正する法律(一一〇)
- 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律(一一一)
- 経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律(一一二)
- 統計法施行令の一部を改正する政令(三六〇)

五

六

七

八

九

一〇

一一

〔政令〕

- 平成二十六年十月十三日及び同月十四日の暴風雨による兵庫県洲本市及び淡路市の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(三六一)
- 金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(三六二)
- 金融商品取引法施行令の一部を改正する政令(三六三)
- 下水道法施行令の一部を改正する政令(三六四)
- 健康保険法施行令等の一部を改正する政令(三六五)

一二

〔府令〕

- 店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(内閣府七)
- 金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(同七)

一三

〔省令〕

- 薬事工業生産動態統計調査規則の一部を改正する省令(厚生労働二二七)

一四

〔規則〕

- 人事院規則九一六(俸給の調整額)の一部を改正する人事院規則(人事院九一六七七)
- 人事院規則九一八(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則(同九一八七八)
- 人事院規則九一三四(初任給調整手当)の一部を改正する人事院規則(同九一三四二四)

一五

〔官庁報告〕

官庁事項

人事院規則二一四(人事院の職員に対する権限の委任)第二項の規定に基づき、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関する、決定した件(人事院公示二五)

〔公告〕

諸事項

裁判所
破産、再生関係

本号で公布された法令のあらまし

◇一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(法律第一〇五号(内閣官房))

関係

1 俸給表の改定

(一) 指定職俸給表を除く全ての俸給表の俸給月額を改定することとした。(法第一条の規定による改正後の別表第一、別表第一〇関係)

(二) 医療職俸給表(一)を除く全ての俸給表の俸給月額を改定することとした。(法第二条の規定による改正後の別表第一、別表第七、別表第八口及び八並びに別表第九、別表第一一関係)

2 諸手当の改定

- (一) 初任給調整手当について、医師及び歯科医師に対する支給月額の限度額を改定すること等とした。(第一〇条の四関係)
- (二) 通勤手当について、交通用具使用者に対する手当の月額を改定することとした。(第一二条関係)
- (三) 勤労手当について、一二月期の支給割合を一〇〇分の八二・五(特定管理職員にあつては一〇〇分の一〇二・五、指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては一〇〇分の九二・五)に引き上げることとした。(法第一条の規定による改正後の第一九条の七及び附則第一一項関係)
- (四) 地域手当の級地区分及び支給割合を見直すこととした。(第一条の三、第一条の五関係)
- (五) 広域異動手当の支給割合を改定することとした。(第一条の八関係)
- (六) 単身赴任手当について、基礎額及び職員(住居と配偶者の住居との間の交通距離の区分に応じて加算することとされている)の限度を改定することとした。(第二条の二関係)

(注意事項)

- 1 当期の業務概要
当期における事業活動に関する概況、事業成績の概況その他事業成績に影響を及ぼした重要事項の概要を記載すること。
 - 2 電子店頭デリバティブ取引等業務の体制整備の状況
当期において実施した我が国の金融商品取引法令に関する知識を習得するための研修の状況及び電子店頭デリバティブ取引等業務の人員配置の状況を記載すること。
 - 3 株主総会決議事項の要旨
当期に係る定時及び臨時株主総会の開催年月日及び決議事項の要旨を簡潔に記載すること(電子店頭デリバティブ取引等業務に関するものに限り。)
 - 4 役員等及び使用人の状況
(1) 役員等及び使用人の総数
当期末現在における役員等(第232条の5第5号に規定する「役員等」をいう。(2)において同じ。)及び使用人について記載すること。
(2) 役員等の状況
当期末現在における役員等について記載し、電子店頭デリバティブ取引等業務を担当する役員等を注記すること。なお、住所については国内における代表者について記載すること。
本店の状況
当期末現在における本店について記載すること。なお、当期中において、本店の名称又は所在地に変更があった場合には、その旨を注記すること。
 - 5 本店の状況
当期末現在における本店について記載すること。なお、当期中において、本店の名称又は所在地に変更があった場合には、その旨を注記すること。
 - 6 電子店頭デリバティブ取引等店の状況
当期末現在における全ての電子店頭デリバティブ取引等店について記載すること。なお、当期中において、電子店頭デリバティブ取引等店の設置若しくは廃止があった場合は電子店頭デリバティブ取引等店の名称若しくは所在地に変更があった場合には、その旨を注記すること。
 - 7 国内の事務所その他の施設の状況
当期末現在における全ての国内の事務所その他の施設について記載すること。なお、当期中において、国内の事務所その他の施設の設置若しくは廃止があった場合は又は国内の事務所その他の施設の名称若しくは所在地に変更があった場合には、その旨を注記すること。
 - 8 株主の状況
当期末現在における上位10位までの株主及びその他の株主について記載すること。なお、「割合」の欄には、小数点以下第3位以下を切り捨て、小数点以下第2位まで記載すること。
 - 9 電子店頭デリバティブ取引等業務の状況
当期における電子店頭デリバティブ取引等業務の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入すること。
(1) 金融商品又は金融指標別に取引の種類(先渡取引、オプション取引等)ごとに区分のうえ、取引契約金額(想定元本ベース)を記載すること。
(2) 「媒介等」の欄には、媒介、取次ぎ及び代理に係るものを記載すること。
(3) 外貨建ての取引の場合は、期末の外貨為替レートにより邦貨換算すること。
- 附則
- (施行期日)
- 1 この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(平成二十七年九月一日)から施行する。
(内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)
 - 2 内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十七年内閣府令第二十一号)の一部を次のように改める。

別表第一金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の項並びに別表第二及び別表第三の金融商品取引法の項中「第四十六条の二」の下に「第六十条の六(第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。」を加える。

省 令

厚生労働省令第二百二十七号

統計法(平成十九年法律第五十三号)第十八条の規定に基づき、薬事工業生産動態統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十六年十一月十九日 厚生労働大臣 塩崎 恭久

薬事工業生産動態統計調査規則の一部を改正する省令

第二条中「及び医療機器」を「医療機器及び再生医療等製品」に改める。
第三条に次の一項を加える。

4 この省令で「再生医療等製品」とは、医薬品医療機器等法第二条第九項に規定する再生医療等製品(専ら動物のために使用されることが目的とされている物を除く。)をいう。

第五条中「又は第二十三条の二第一項」を「第二十三条の二第一項又は第二十三条の二第二項」に「又は医療機器」を「医療機器又は再生医療等製品」に改め、「又は第二十三条の二の三第一項」を「第二十三条の二の三第一項又は第二十三条の二第二項」に改める。

第六条中「又は医療機器」を「医療機器又は再生医療等製品」に改める。

第十二条の見出し中「フレキシブルディスク」を「電磁的記録媒体」に改め、同条第一項中「フレキシブルディスク」を「電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるもの)に係る記録媒体をいう。以下同じ)」に改め、同条第二項及び第三項中「フレキシブルディスク」を「電磁的記録媒体」に改める。

第十三条の見出しを「電磁的記録媒体に記載する事項」に改め、同条第一項中「フレキシブルディスク」を「電磁的記録媒体」に改め、「工業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日本工業規格X六二二三号に規定するラベル領域」を削り、「記載した書面をはり付け」を「記載し」に改め、同条第二項を削る。

第十四条の見出し中「フレキシブルディスク」を「電磁的記録媒体」に改め、同条第一項中「提出されたフレキシブルディスク」を「提出された電磁的記録媒体」に、「報告用ディスク」を「報告用記録媒体」に、「フレキシブルディスク又はこれに準ずるものとして厚生労働大臣が定めたもの(以下「提出用ディスク」という。))のいずれか」を「電磁的記録媒体」に改め、「収録したもの」の下に「以下「提出用記録媒体」という。))を加え、同条第二項中「提出用ディスク」を「提出用記録媒体」に改める。
第十七条中「提出用ディスク」を「提出用記録媒体」に改める。

第十八条の見出し中「報告用ディスク、提出用ディスク」を「報告用記録媒体、提出用記録媒体」に改め、同条第一項中「報告用ディスク」を「報告用記録媒体」に、「提出用ディスク」を「提出用記録媒体」に改め、「電磁的方法(電子的方式、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができない方法。))により」を削り、「記録媒体」を「電磁的記録媒体」に改め、同条第二項中「提出用ディスク」を「提出用記録媒体」に改める。

第五号様式を次のように改定。
第五号様式【第 8 条】



統計法に基づく基礎統計調査

薬事工業生産動態統計調査

医療機器・再生医療等製品生産(輸入)月報



政府統計

厚生労働省医政局

提出月日
型月 10 日

表

1 平成 年 月分	2 (1) 月別 (2) 県名 (3) 事業所番号 (4) 区分	3 提出枚数 No. 枚のうち	9 記号							10 金額			11 数量		
			用途区分 (1)	用途区分 (2)	用途区分 (3)	用途区分 (4)	用途区分 (5)	用途区分 (6)	用途区分 (7)	生産(輸入) (8)	出 (9)	月末在庫 (10)	生産(輸入) (11)	出 (12)	月末在庫 (13)
0	委託先 事業所番号	品名	規格												
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
計															
事業所 許可番号 ()			事業所 又は氏名称			事業所名			事業所 所在地			電話番号 ()			

附則

第一条 この省令は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。
(経過措置)
第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

規 則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九一六（俸給の調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。
平成二十六年十一月十九日
人事院総裁 一宮なほみ

人事院規則九一六

人事院規則九一六（俸給の調整額）の一部を改正する人事院規則

第三条を削る。

別表第二の行政職俸給表(一)の表中「6,500円」を「6,600円」に、「8,400円」を「8,500円」に、「11,100円」を「11,200円」に、「12,000円」を「12,100円」に改め、別表第二の行政職俸給表(二)の表中「5,900円」を「6,000円」に、「8,400円」を「8,500円」に改め、別表第二の専門行政職俸給表の表中「8,400円」を「8,500円」に、「12,000円」を「12,100円」に改め、別表第二の公安職俸給表(一)の表中「7,200円」を「7,300円」に、「8,800円」を「8,900円」に、「11,200円」を「11,300円」に、「11,500円」を「11,600円」に改め、別表第二の海事職俸給表(一)の表中「6,900円」を「7,000円」に、「12,100円」を「12,200円」に、「12,700円」を「12,800円」に改め、別表第二の海事職俸給表(二)の表中「9,100円」を「9,200円」に、「9,800円」を「9,900円」に改め、別表第二の教育職俸給表(一)の表中「10,400円」を「10,500円」に改め、別表第二の教育職俸給表(二)の表中「11,200円」を「11,300円」に改め、別表第二の医療職俸給表(一)の表中「15,500円」を「15,600円」に改め、別表第二の医療職俸給表(二)の表中「9,600円」を「9,700円」に、「11,200円」を「11,300円」に改め、別表第二の医療職俸給表(三)の表中「8,000円」を「8,100円」に、「10,300円」を「10,400円」に改め、別表第二の福祉職俸給表の表中「9,200円」を「9,300円」に、「11,100円」を「11,200円」に、「12,000円」を「12,100円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九一六の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九一八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。
平成二十六年十一月十九日
人事院総裁 一宮なほみ

人事院規則九一八

人事院規則九一八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九一八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

別表第七の行政職俸給表(一)昇格時号俸対応表中

Table with 2 columns: Old Salary, New Salary. Rows 51-53.

別表第七の行政職俸給表(二)昇格時号俸対応表中

Table with 2 columns: Old Salary, New Salary. Rows 55-59.

Table with 2 columns: Old Salary, New Salary. Rows 33-39.

Table with 2 columns: Old Salary, New Salary. Rows 14-19.

Table with 2 columns: Old Salary, New Salary. Rows 17-20.

Table with 2 columns: Old Salary, New Salary. Rows 14-19.

Table with 2 columns: Old Salary, New Salary. Rows 15-19.

Table with 2 columns: Old Salary, New Salary. Rows 15-19.

Table with 2 columns: Old Salary, New Salary. Rows 15-19.

Table with 2 columns: Old Salary, New Salary. Rows 39-41.

Table with 2 columns: Old Salary, New Salary. Rows 96-99.